

○大和郡山市後援名義使用取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、大和郡山市の後援名義の使用について基本的な事項を定めることにより、その適正な管理を図ることを目的とする。

(後援名義)

第2条 「後援」とは、団体の行う事業を市の施策推進に寄与すると認め、賛同の意を表することをいう。

2 使用できる名義は、大和郡山市とする。

(承認基準)

第3条 後援名義を使用することができる事業は、次の各号のいずれかに該当する団体が行うものでなければならない。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体
- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体
- (3) 新聞社、放送局等の報道機関
- (4) 前3号に該当しない団体で、次のすべての要件を満たしているもの

ア 主催者及びその代表者の存在が明確であること。

イ 規約、会則等の定めがあること。

ウ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に定める政治団体又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）に定める宗教団体でないこと。

2 後援名義を使用する事業は、教育、福祉、産業、文化、芸術、芸能若しくはスポーツに関する事業又はこれらに類する事業で、目的及び内容が明確なもので、広く市民を対象として行う公益性のあるものでなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する事業は、後援の承認を受けることができない。

- (1) 宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動に該当するもの
- (2) 主として営利、売名その他私的な利益を目的としているもの
- (3) 専ら当該団体の構成員の親睦のために行われるもの
- (4) 参加者に対する経済的負担が過重なもの
- (5) 公衆衛生及び災害防止に係る措置がなされていないもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると認められるもの

(7) その他後援を行うことが不相当と認められるもの

(名義使用)

第4条 市長は、団体が行う事業に対し、この基準に定めるところにより、後援名義の使用を承認することができる。

(申請)

第5条 後援名義の使用の承認を受けようとする団体は、後援名義使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第3条第1項第4号に該当する団体にあつては、団体の規約又は会則等

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(4) その他参考となる資料

3 第1項の申請書は、承認を受けようとする事業を開始しようとする日の1ヶ月前までに市長に提出しなければならない。

(使用の承認又は不承認)

第6条 市長は、前条の規定により申請があつた場合において、後援名義の使用を承認したときは後援名義使用承認書（様式第2号）により、承認しないときは理由を付した文書により、当該申請をした団体に通知するものとする。

2 市長は、後援名義の使用を承認するときは、必要な条件を付することができる。

(後援名義の使用期間)

第7条 後援名義の使用期間は、承認を受けた事業（以下「承認事業」という。）の開始の日から終了の日までとし、6か月を限度とする。ただし、当該事業の内容によりやむを得ない場合は、6か月を超えて使用させることができる。

(事業内容の変更)

第8条 団体は、承認事業について、その内容を変更しようとするときは、速やかに事業内容変更届（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業実績の報告)

第9条 団体は、承認事業が終了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第10条 市長は、承認事業が次の各号の1に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 申請書の内容が虚偽のものであるとき。

(2) 承認事業の内容を大幅に変更し、全く異なる内容の事業を実施し、又は実施することが明らかなとき。

(3) この基準の規定又は当該承認に付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、理由を付した文書により当該団体に通知するものとする。

(後援名義の無断使用)

第11条 市長は、後援名義が無断で使用されたときは、直ちに当該事業の主催者に文書又は口頭で警告し、その使用を中止させるものとする。

(市の免責)

第12条 後援名義の使用によって生ずる損害については、市は一切責任を負わない。

(準用規定)

第13条 第1条から前条までの規定は、教育委員会の後援名義の使用について準用する。

この場合において、第1条、第2条及び第12条中「市」とあるのは「市教育委員会」と、第4条から第6条まで及び第8条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「大和郡山市教育委員会」と、様式第2号中「後援名義 大和郡山市」とあるのは「後援名義 大和郡山市教育委員会」と読み替えるものとする。

(補則)

第14条 この基準に定めるもののほか、後援名義の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

後援名義使用申請書

年 月 日

様

申請者
住所
主催団体名
代表者名
(担当者名)
連絡先

印
印

次のとおり後援名義の使用を申請いたします。

- 1 事業名
- 2 開催日時
- 3 開催場所
- 4 事業内容
- 5 開催趣旨
- 6 参加対象者
- 7 その他特記事項
- 8 添付書類

規約又は会則
事業計画書
収支予算書
その他参考となる資料

様式第2号(第6条関係)

後援名義使用承認書

大郡 第 号
年 月 日

様

年 月 日付け、貴会より申請のありました件について、下記のとおり承認しましたので通知いたします。

記

1 後援事業名

2 開催日時 年 月 日()

3 開催場所

4 後援名義 大和郡山市

- 5 その他
- ① 経費は貴会で負担してください。
 - ② 行事实施により生じた諸問題は、すべて貴会で処理してください。
 - ③ 行事内容等を変更した場合は、関係書類を添え変更届を提出してください。
 - ④ 事業終了後、速やかに実績報告書を提出してください。

様式第3号(第8条関係)

後援名義使用事業内容変更届

年 月 日

様

申請者

住所

主催団体名

印

代表者名

印

(担当者名)

連絡先

年 月 日付けにて申請した後援名義使用申請書の内容について、次のとおり変更がありましたのでお届けします。

変更事項	変更前	変更後

様式第4号(第9条関係)

後援名義使用事業実績報告書

年 月 日

様

申請者
住所
主催団体名
代表者名
(担当者名)
連絡先

印
印

次のとおり実施したので報告します。

- 1 事業名
- 2 開催日時
- 3 開催場所
- 4 参加者数
- 5 事業内容
- 6 添付資料(プログラムなど添付資料名記入してください。)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)